**○関東地方整備局告示第百九十四号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 茨城県猿島郡五霞町ごかみらい四〇番から同郡境町大字長井二二・〇〇～二三三・七一メートル | 前 | 五・五一キロメートル |
| | 後 | 五・五五一キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

**○関東地方整備局告示第百九十五号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十一日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局北首都国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月十一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三) 指定する道路の部分

| 区間 | 幅員延長 |
|---|---|
| 茨城県猿島郡五霞町ごかみらい四〇番から同郡境町大字長井二二・〇〇～二三三・七一メートル | 五・五五一キロメートル |

(四) 指定する期日　令和七年九月十二日

**○北海道開発局告示第七十九号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十一日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百五十三号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 札幌市南区石山東二丁目二〇番二一から同市南区石山東二丁目二三番一六まで | 前 | 一五・〇〇～一七・五〇メートル |
| | 後 | 一五・〇〇～一七・五〇メートル |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

**○北海道開発局告示第八十号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十一日

北海道開発局長　遠藤　達哉

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 四十号及び二百三十二号 | 北海道天塩郡豊富町字上サロベツ一五番五から同町字上サロベツ九七二〇番まで | 北海道開発局及び同局稚内開発建設部 |

供用開始の期日　令和七年九月十一日

# 国会事項

## 衆議院

**辞令**

（庶務部長）衆議院参事　梶田　秀

国際部長事務代理を免ずる（九月八日）

# 人事異動

## 内閣

平田　健治　飯島　俊郎　安藤　俊英

曽根　健孝　田村　政美　安東　義雄

堀内　俊彦　岩崎　敏　大河内昭博

特命全権大使に任命する（各通）

判事　永渕　健一

高等裁判所長官に任命する

（東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　永渕　健一

兼官を免ずる（以上九月八日）

## 復興庁

（国土交通省国土交通審議官）国土交通事務官　天河　宏文

復興事務官（統括官）に併任する

人事管理官を命ずる

障害者雇用推進者を命ずる

（統括官）復興事務官　平田　研

国土交通省に出向させる

人事管理官を免ずる

障害者雇用推進者を免ずる（以上九月八日）

## 法務省

蘆立　順美　安倍　嘉一　池田　悠

石田　信平　板垣　勝彦　今津　幸子

大江　裕幸　大槻　文俊　小田　勇一

片山　隆夫　金子　敏哉　北島　典子

金　春　小舟　賢　齊藤　高広

齊藤　正彰　齊藤　愛　志甫　治宣

瀬戸口壮夫　田中　孝男　玉蟲　由樹

道垣内正人　中村　新　西部　俊宏

橋本　陽子　蓮井　俊治　本庄　淳志

松下　祐記　皆川　宏之　矢部　耕三

山崎　友也　山下　昇　横溝　大

吉池　信也　若林亜理砂

判事兼簡易裁判所判事　多田　尚史

令和七年司法試験予備試験考査委員に任命する

任期は令和七年十二月三十一日までとする（各通）

池田　公博　石橋　俊一　伊藤　栄寿

井上　健一　今津　綾子　小林　俊明

佐藤　拓磨　鎮目　征樹　洲見　光男

城下　裕二　鈴木　敦士　鈴木　雅之

土森　俊秀　豊田　兼彦　中野　剛

原　琢己　原田　史緒　原田　剛

堀田　裕二　堀　清史　松井　和彦

三浦　繁樹　緑　大輔　渡邉　弘

令和七年司法試験予備試験考査委員に任命する

任期は令和八年二月二十八日までとする（各通）

検事　猪股　直子

同　小野本　敦　同　筒井　督雄

検事兼法務教官　阿波　亮子

令和七年司法試験予備試験考査委員に併任する

併任の期間は令和七年十二月三十一日までとする

（各通）

検事　青野　卓也

同　秋葉　肇　同　伊瀬知陽平

同　川下　由紀　同　栗原　一紘

同　佐藤しずほ　同　杉本　尚子

同　高橋　浩美　同　玉本　将之

同　早渕　宏毅　同　松枝　正宣

同　松本　麗　同　三井田　守

同　武藤　絢子

検事兼法務事務官　久野　雄平

同　倉重　龍輔

検事兼外務事務官　池田　美穂

検事兼財務事務官　加藤　和輝

令和七年司法試験予備試験考査委員に併任する

併任の期間は令和八年二月二十八日までとする

（各通）（以上九月八日）